

## 福島連盟海外派遣・国内大会参加支援規程

### (目的)

第1条 この規程は福島連盟に加盟するスカウトが自己研鑽と見識を深めるため、海外でのスカウト活動、国内で開催する各種大会に参加する場合に、その活動を支援するために必要な事項、助成金について定める。

### (支給対象者)

第2条 菊章以上を取得したスカウトを対象として支給する。  
ただし、日本連盟が行う海外派遣事業等で日連から助成又は補助を受けるは除く。

### (助成金の額)

第3条 海外派遣事業助成金の額は、申請一事業あたり10万円以内を基準とする。  
2 国内大会等の派遣助成金の額は、申請一事業あたり5万円以内を基準とする。

### (事業助成金の申請)

第4条 事業助成金の給付を希望する者（以下「申請者」という。）は、申請書又は企画書を添えて、団委員長、地区委員長、地区コミッショナーの推薦を得て、県連盟事務局に提出する。

### (支給審査)

第5条 申請者から提出された申請書又は企画書等に基づき、県連理事長、県連盟コミッショナー、県連事務局長の3者で審査、面接を行う。  
面接は、申請スカウト、所属団委員長又は隊長が出席して行う。

### (支給決定)

第6条 県連事務局長は、面接の結果を踏まえて直近に開催する理事会に予算措置を含めて提案し、承認を得て請求者にすみやかに支給する。

### (事業実施報告)

第7条 申請者は当該派遣事業の終了後3カ月以内に、書面で実施結果を理事長に報告する。  
2 申請者は、報告会を地区又は団内でスカウトを対象にした報告会を義務とする。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。  
付則 この規程は平成31年4月21日から施行する